

# 南大隅町 地域防災計画

資料編

令和8年3月

南大隅町



# 目 次

1. 防災組織に関する資料	1
1-1 南大隅町防災会議条例	1
1-2 南大隅町災害対策本部条例	2
1-3 災害出動指令	3
2. 危険箇所等	4
2-1 急傾斜地崩壊危険箇所	4
2-2 土石流危険溪流	8
2-3 山腹崩壊危険地区一覧	11
2-4 崩壊土砂流出危険地区一覧	14
2-5 土砂災害警戒区域等一覧	16
2-6 洪水浸水想定区域図	28
2-7 土砂災害警戒区域図	35
2-8 高潮浸水想定区域図	54
2-9 津波浸水想定区域図	67
2-10 山腹からの大噴火時（シナリオケースA相当）の降灰厚分布	80
2-11 島外土石流影響範囲	82
2-12 桜島周辺海域水深 30cm 付近において噴火が発生した場合の津波高	84
2-13 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図	85
2-14 土砂災害マップ	89
2-15 津波災害マップ	105
2-16 洪水浸水想定マップ	111
2-17 辺田別府池ハザードマップ	113
2-18 交通途絶予想箇所一覧表	114
2-19 事前避難対象区域検討結果	115
3. 施設関連	121
3-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	121
3-2 指定福祉避難所	123
3-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧	124
3-4 ヘリコプターの臨時発着場	125
3-5 緊急輸送道路ネットワーク及び避難道路	126
3-6 水防・消防施設の現況	127
3-7 無線施設の現況	128
3-8 危険物取扱施設一覧	130

4. 連絡体制	131
4-1 関係機関の連絡先	131
4-2 医療機関一覧	133
4-3 所有車両一覧	134
5. 様式	138
5-1 罹災証明書	138
5-2 緊急通行車両確認申出書	139
6. その他	140
6-1 南大隅町災害時要援護者避難支援プラン	140
6-2 孤立化集落対策マニュアル	142
6-3 大泊地区防災計画	147

# 1. 防災組織に関する資料

## 1. 防災組織に関する資料

### 1-1 南大隅町防災会議条例

南大隅町防災会議条例（平成17年3月31日条例第143号）

最終改正:

改正内容:平成17年3月31日条例第143号 [平成21年9月11日]

○南大隅町防災会議条例

平成17年3月31日条例第143号

南大隅町防災会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南大隅町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南大隅町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 南大隅町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 鹿児島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 大隅肝属地区消防組合消防長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- (8) その他特に必要と認め、町長が任命する者

6 前項各号の委員の総数は、30人以内とする。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

# 1. 防災組織に関する資料

## 1-2 南大隅町災害対策本部条例

南大隅町災害対策本部条例（平成17年3月31日条例第144号）

最終改正:平成24年9月13日条例第19号

改正内容:平成24年9月13日条例第19号 [平成24年9月13日]

○南大隅町災害対策本部条例

平成17年3月31日条例第144号

改正

平成24年9月13日条例第19号

南大隅町災害対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、南大隅町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

1. 防災組織に関する資料

1-3 災害出動指令

【根占地区】

	第1次出動		第2次出動	第3次出動	備考
神山校区	神山	役場消防隊 担当分団	宮田・滑川	全分団	
宮田校区	宮田・神山	役場消防隊 担当分団	登尾	全分団	
滑川校区	滑川・神山	役場消防隊 担当分団	城内	全分団	
登尾校区	登尾・宮田	役場消防隊 担当分団	神山	全分団	
城内校区	城内・神山	役場消防隊 担当分団	滑川	全分団	

【佐多地区】

	第1次出動		第2次出動	第3次出動	備考
佐多校区	中央	役場消防隊 担当分団	直近分団より随時出動	全分団	
島泊校区	大泊島泊	役場消防隊 担当分団	直近分団より随時出動	全分団	
大泊校区	大泊島泊	役場消防隊 担当分団	直近分団より随時出動	全分団	
竹之浦校区	郡竹之浦	役場消防隊 担当分団	直近分団より随時出動	全分団	
郡校区	郡竹之浦	役場消防隊 担当分団	直近分団より随時出動	全分団	
大中尾校区	中央	役場消防隊 担当分団	直近分団より随時出動	全分団	
辺塚校区	辺塚	役場消防隊 担当分団	直近分団より随時出動	全分団	